

## 千葉市多重債務者支援庁内連絡会議設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 多重債務者への支援策について、国が策定した「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、庁内関係各部局が共通の認識を持ち、連携して取り組むことを目的として、「千葉市多重債務者支援庁内連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 多重債務者支援に係る知識・情報の共有に関する事。
- (2) 多重債務者の発見及び消費生活相談窓口への誘導に関する事。
- (3) 多重債務者支援に係る関係部局間の連絡・調整に関する事。
- (4) 多重債務者支援に係る外部関係機関との連携に関する事。
- (5) その他多重債務者支援策の推進に関する事。

### (組織)

第3条 連絡会議は会長、副会長及び別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長、副会長には、それぞれ、市民局生活文化スポーツ部長、市民局生活文化スポーツ部消費生活センター所長をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は連絡会議を総理し、その議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は必要に応じ、構成員以外の者に連絡会議への出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、書面により構成員の意見を求め、その結果をもって連絡会議の協議に代えることができる。

### (部会の設置)

第6条 この連絡会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

No.	職	局	課
1	会 長	市民局	生活文化スポーツ部長
2	副会長	〃	消費生活センター所長
3	委 員	財政局※	納税管理課長 東部市税事務所 納税第一課長 東部市税事務所 納税第二課長 西部市税事務所 納税第一課長 西部市税事務所 納税第二課長
4	〃	市民局	広報広聴課長 男女共同参画課長
5	〃	保健福祉局	保護課長 健康支援課長 健康保険課長 介護保険管理課長
6	〃	こども未来局	幼保運営課長
7	〃	経済農政局	雇用推進課
8	〃	都市局	住宅整備課長
9	〃	建設局	下水道営業課長
10	〃	区※	市民総合窓口課長 高齢障害支援課長（介護保険室） こども家庭課長 社会援護課長 （中央区・若葉区においては、社会援護第一課長又は社会援護第二課長）
11	〃	教育委員会	教育指導課長 保健体育課長
12	〃	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会	事務局長

※ No.3 の東部市税事務所及び西部市税事務所については、各々の市税事務所のうち、担当となった課の課長が構成員となるものとする。

※ No.10 については、6行政区のうち、担当となった区の課長が構成員となるものとする。